資料３

○　水産政策審議会議事規則の一部改正（案）　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（会議の公開） 第六条　審議会の会議は公開とする。ただし、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。	（会議の公開） 第六条　審議会の会議は公開とする。ただし、漁港管理者の処分に関する不服審査に係る会議など、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。
（分科会） 第十条　水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。	（分科会） 第十条　水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。
名称 / 所掌事務 （略） / （略） 漁港漁場分科会 / 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項	名称 / 所掌事務 （略） / （略） 漁港漁場整備分科会 / 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項
（部会） 第十一条　（略） ２　企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二	（部会） 第十一条　（略） ２　企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二

十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第六項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。	十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。
3　前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。	3　前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。
4・5　（略）	4・5　（略）

附　則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があったときから施行する。ただし、同規則第六条及び第十条の改正に係る規定は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

○ 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。

○ このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

● プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。

- ➢ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ➢ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ➢ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化　等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

● 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。

➢ 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。

<付け替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】

● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準を策定**する。

➢ 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。

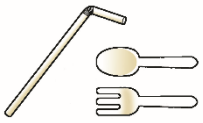

<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

● プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。

<プラスチック資源の例>

● 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成する。

➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

【製造・販売事業者等による自主回収】

● 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。

➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準を策定**する。

➢ 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への **勧告・公表・命令**を措置する。

● 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。

➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

⬇：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から１年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

（参考）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）に係る水産政策審議会の審議事項

【企画部会関係】

第 46 条第５項	多量排出事業者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の命令を行う際の調査審議

【参照条文】

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）

（勧告及び命令）

第四十六条　主務大臣は、排出事業者であって、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するもの（以下「多量排出事業者」という。）のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

２・３　（略）

４　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

５　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該多量排出事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（平成 13 年政令第 230 号）

（多量排出事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十七条　法第四十六条第五項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）
農林水産大臣	農業、食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業及び飲食店にあっては食料・農業・農村政策審議会、漁業及び水産養殖業にあっては水産政策審議会、その他の農林水産大臣の所管に属する事業にあっては産業構造審議会及び中央環境審議会
（略）	（略）